

船舶検査心得 新旧対称表

○1-1 船舶安全法施行規則

(傍線は改正部分)

新	旧
第4章 雑則	第4章 雑則
(資料の供与等)	(資料の供与等)
51.5(a)~(g) (略)	51.5(a)~(g) (略)
<u>(h) 第51条第5項第6号の規定は、危険物船舶運送及び貯蔵規則心得139.0(d)の要件を満たす船舶には適用しない。</u>	(新設)

○2-3 船舶防火構造規則

(傍線は改正部分)

新	旧
第1章 総則	第1章 総則
(特殊な船舶)	(特殊な船舶)
5.0(a)~(c) (略)	5.0(a)~(c) (略)
<u>(d) 危険物船舶運送及び貯蔵規則心得139.0(d)の要件を満たす船舶について、第57条の規定は、タンカーとして適用して差し支えない。</u>	(新設)

○3-1 船舶設備規程

(傍線は改正部分)

新	旧
第1編 総則	第1章 総則
(特殊な船舶)	(特殊な船舶)
4.0(a)~(i) (略)	4.0(a)~(i) (略)
<u>(j) 危険物船舶運送及び貯蔵規則心得139.0(d)の要件を満たす船舶について、第165条の</u>	(新設)

規定はタンカー（船舶区画規程第2条第2項のタンカーをいう。）として適用して差し支えない。	
--	--

○5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(傍線は改正部分)

新	旧
第2編 危険物の運送	第2編 危険物の運送
第1章 通則	第1章 通則
(危険物取扱規程の供与)	(危険物取扱規程の供与)
5-8.1(a)~(d) (略)	5-8.1(a)~(d) (略)
<u>(e) 139.0(d)の要件を満たす船舶については、5-8.1(d)の事項等の記載を要しない。</u>	(新設)
第2編 危険物の運送	第2編 危険物の運送
第3章 ばら積み液体危険物の運送	第2章 危険物の個品運送等
第1節	第1節
(同等効力)	(特殊な船舶)
139.0(a)~(c) (略)	139.0(a)~(c) (略)
<u>(d) 次に掲げる全ての要件を満たす船舶については、規則第3章第3節の規定にかかわらず、液体化学薬品ばら積船の要件に適合するものとして取り扱って差し支えない。</u>	(新設)
<u>(1) 油タンカー（貨物倉の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶（専らばら積みの油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油をいう。）以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）に要求される技術基準に適合しているもの。</u>	
<u>(2) 油又は以下の液体化学薬品のみをばら積み運送する船舶であること。</u>	
<u>(i) 脂肪酸メチルエステル及び重油又は軽油の混合物（脂肪酸メチルエステルの体積が25%を超え30%以下のものであって、引火点が60℃を超えるものに限る。）</u>	
<u>(ii) 植物油及び重油又は軽油の混合物（植物油の体積が25%を超え30%以下のものであって、引火点が60℃を超えるものに限る。）</u>	
<u>(iii) エチルアルコール及びガソリンの混合物（エチルアルコールの体積が25%を超</u>	

<u>え 30%以下に限る。)</u> <u>※(iii)については、引火点 60℃以下の油の積載が禁止されない船舶に限る。</u> <u>(3) 液体化学薬品のばら積み運送は他船への燃料供給を目的とした運送に限ること。</u>	
<u>140..0(a) 139.0(d)の要件を満たす船舶については、規則第3章第3節第14款の作業要件は適用しない。</u> <u>(b) 139.0(d)の要件を満たす船舶が、エチルアルコール及びガソリンの混合物（エチルアルコールの体積が 25%を超え 30%以下に限る。）を運送する場合は、規則第 326 条の規定を準用する。</u>	(新設)
<u>心得附則</u>	
<u>(施行期日)</u> <u>(a) この改正は、公布日から施行する。</u> <u>(b) 危険物船舶運送及び貯蔵規則心得 139.0(d)の要件を満たす船舶について、その用途を「液体化学薬品ばら積船兼油タンカー」に変更する場合又は同要件を満たしていた船舶が用途を「液体化学薬品ばら積船兼油タンカー」から「油タンカー」に変更する場合にあつては、船舶設備規程心得附則(昭和 59 年 8 月 30 日) 附 2.16(a)において規定する「主要な変更」には該当しないものとする。</u>	